

スポーツ・文化・観光施策についての提言（新旧対照表）（参考資料）

平成30年度提言（案）[各県意見を踏まえた案]	平成29年提言	備考欄
<p>(3) スポーツを生かしたまちづくりの推進</p> <p>地方における選手強化、指導者の育成、障害者スポーツの推進、<u>高齢化社会を見据えた生涯スポーツを通じた健康増進などに対する支援をさらに充実・強化すること。</u></p> <p>また、食事やトレーニングメニューの提供、医療的ケア等を一体的に行うアスリートファーストの視点からのスポーツキャンプ地づくりのほかに、<u>大学スポーツの活性化など、官民が連携した分野横断的な取組に対し、</u>関係省庁が連携して支援すること。</p> <p>さらに、地域の特性を活かし、スポーツを「する」だけでなく、「<u>みる</u>」、「<u>ささえる</u>」という観点から、誰もが参加できる取組に対する支援を強化すること。</p> <p>(4) 文化を生かしたまちづくりの推進</p> <p>地域の伝統芸能、歴史的・文化的景観や<u>古民家</u>など、有形無形の文化財等の地域資源を<u>活用した</u>コミュニティ再生や観光・産業の振興、国際的な芸術祭の開催など、<u>官民連携による</u>地方の文化芸術活動の取組への支援と合わせて、<u>文化芸術人材の育成</u>や雇用機会確保のための支援を更に充実・強化すること。</p> <p>また、高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加できる取組の推進や、子どもたちへの文化芸術活動教育の充実・強化を図ること。</p>	<p>備された競技用具の国体等における活用について配慮すること。</p> <p>(3) スポーツを生かしたまちづくりの推進</p> <p>地方における選手強化、指導者の育成、障害者スポーツの推進<u>などに対する支援を強化するとともに、ライフステージに応じた生涯スポーツの充実等について検討すること。</u></p> <p>また、食事やトレーニングメニューの提供、医療的ケア等を一体的に行うアスリートファーストの視点からのスポーツキャンプ地づくり<u>など、官民が連携し、地方が政策分野を横断して行う取組</u>を関係省庁が連携して支援すること。</p> <p>さらに、地域の特性を活かし、スポーツを「する」だけでなく、「<u>見る</u>」、「<u>支える</u>」という観点から、誰もが参加できる取組に対する支援を強化すること。</p> <p>(4) 文化を生かしたまちづくりの推進</p> <p>地域の伝統芸能、歴史的・文化的景観など、有形無形の文化財等の地域資源を<u>活用し、</u>コミュニティ再生や観光・産業の振興を図る取組や、国際的な芸術祭の開催など、地方における文化芸術活動の取組への支援を<u>充実・強化するとともに、文化芸術を創造し、結びつけ、広げることのできる人材の育成</u>や雇用機会確保のための支援に努めること。</p> <p>また、高齢者や障害者等の多様な人々が様々な場で創造・鑑賞活動に参加できる取組の推進や、子どもたちへの文化芸術活動教育の充実・強化を図ること。</p>	<p>(変更)</p> <p>・H29 予算対応等を踏まえ変更</p> <p>(変更)</p> <p>・文言の一部整理</p> <p>・文化プラットフォームの形成への流れを反映</p>

スポーツ・文化・観光施策についての提言（新旧対照表）（参考資料）

平成30年度提言（案）[各県意見を踏まえた案]	平成29年提言	備考欄
<p>(5) スポーツ・文化の成長産業化</p> <p>スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させ、<u>地域経済の活性化を図るため、収益性の高いスタジアム・アリーナの整備・運営</u>やスポーツ経営人材の育成、ICT、健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組<u>などへの</u>支援措置を講じること。</p> <p>また、文化芸術資源を活用した地域経済の活性化<u>に向けて、観光や産業、まちづくり、国際交流等の様々な関連分野との連携・統合強化による経済拡大のための戦略プランを策定し、「稼ぐ」文化への展開や文化プログラムの推進への取組等を急ぐこと。</u></p>	<p>(5) スポーツ・文化の成長産業化</p> <p>スポーツ産業を我が国の基幹産業に成長させる<u>ため、地方の実情に十分配慮しながらスポーツ施設の収益性の向上や</u>スポーツ経営人材の育成、ICT、健康・観光等の地域産業との融合を図る先駆的な取組<u>に対する</u>支援措置を講じること。</p> <p>また、文化芸術資源を活用した経済活性化<u>を図るため、地方の文化芸術活動や産学官連携を支える専門人材を育成するとともに、文化芸術産業育成のための政策ロードマップを作成すること。さらに、文化財等を中核とする多様な「稼ぎ方」を可能とする観光拠点を全国に整備するとともに、そのネットワーク化を進めること。</u></p>	<p>(変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一部文言整理。</li> <li>・スタジアム・アリーナ改革、文化経済戦略特別支援チームなど、最近の成長産業化に向けた動きを反映</li> </ul>

スポーツ・文化・観光施策についての提言（新旧対照表）（参考資料）

平成30年度提言（案）[各県意見を踏まえた案]	平成29年提言	備考欄
<p>3 観光立国の実現に向けて—観光の基幹産業化—</p> <p>(1) 受入体制・環境整備</p> <p>地方における税関・出入国管理・検疫（C I Q）などの受入体制の整備・充実を図ること。</p> <p>また、地方が取り組む外国語併記の観光案内標識や多言語コールセンターの設置、バリアフリー化の促進、平時は観光客用、災害時には避難者支援用となる無料公衆無線LANの整備促進や規格の統一、宿泊施設・文化施設等の観光施設へのクレジットカード・ICカードの利用拡大、免税店の拡大、災害時の情報伝達など緊急時の対応、人材育成などの環境整備への支援を行うこと。</p> <p>さらに、すべての旅行者が全国各地を快適に観光できるよう、新幹線や高速道路などの高速交通網の整備促進と活用による「地方創生回廊」の完備、地方空港等の機能強化、訪日クルーズ旅客の受入拡充、交通系ICカードのさらなる利用拡大やエリアをまたぐ広域利用の実現、鉄道駅・バス停等への無料公衆無線LANの整備などの利便性向上、公共交通の利用促進・二次交通の維持確保につながる地方ローカル線イベント列車の通年運行やバスロケーションシステムの整備等に対する支援を強化すること。</p> <p>(2) 魅力あるコンテンツの充実と情報発信等による戦略的な観光の推進</p> <p>マーケティングやプロモーション等を一体的に実施する「日本版DMO」の形成・確立の支援や、DMOが自主的かつ安定的な財源を確保できる制度を創設すること。</p>	<p>3 観光立国の実現に向けて—観光の基幹産業化—</p> <p>(1) 受入体制・環境整備</p> <p>地方における税関・出入国管理・検疫（C I Q）などの受入体制の整備・充実を図ること。</p> <p>また、地方が取り組む外国語併記の観光案内標識の設置やバリアフリー化の促進、平時は観光客用、災害時には避難者支援用となる無料公衆無線LANの整備促進や規格の統一、宿泊施設・文化施設等の観光施設へのクレジットカード・ICカードの利用拡大、免税店の拡大、災害時の情報伝達など緊急時の対応、人材育成などの環境整備への支援を行うこと。</p> <p>さらに、すべての旅行者が全国各地を快適に観光できるよう、整備新幹線や高速道路などの高速交通網の整備促進と活用による「地方創生回廊」の完備、地方空港等の機能強化、訪日クルーズ旅客の受入拡充、交通系ICカードのさらなる利用拡大と利便性の向上、公共交通の利用を促進し、二次交通の維持確保につながる地方ローカル線イベント列車の通年運行やバスロケーションシステムの整備等に対する支援を強化すること。</p> <p>(2) 魅力あるコンテンツの充実と情報発信等による戦略的な観光の推進</p> <p>マーケティングやプロモーション等を一体的に実施する「日本版DMO」の形成・確立の支援や、DMOが自主的かつ安定的な財源を確保できる制度を創設すること。</p>	<p>(変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部文言修正</li> </ul> <p>(変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部文言修正</li> <li>鉄道・バス等の利便性向上</li> </ul>

スポーツ・文化・観光施策についての提言（新旧対照表）（参考資料）

平成30年度提言（案）[各県意見を踏まえた案]	平成29年提言	備考欄
<p>その際、地域資源は豊富である一方、人材・資本面に乏しい農山漁村地域に<u>対する</u>支援に当たっては、地方創生の観点から十分に配慮すること。</p> <p>また、魅力ある観光コンテンツの<u>充実に向けて、滞在型・着地型</u>観光の推進はもとより、農林水産業や食料品製造業など幅広い産業との連携による地域の特色ある「食」の提供や日本文化の体験などの多彩な観光商品づくりを積極的に支援するとともに、<u>これらの</u>地方の取組を海外に向けて情報発信すること。</p> <p>特に、東日本大震災から復興途上の東北地方や、熊本地震の影響を受けた九州地方への訪日外国人を増加させる政府主導のプロモーションなど、海外に対する情報発信を強化すること。</p> <p><b>(3) 観光の基幹産業化に向けた地方の取組への支援</b></p> <p>観光産業の国際競争力を一層高める<u>とともに、増加する訪日外国人旅行者に対応するため、宿泊需要の地方分散や住宅宿泊事業法の適切な運用等に努める</u>とともに、観光産業人材の育成、MICE誘致の促進等を強力に推進すること。</p> <p>特に、<u>観光は成長戦略と地方創生の大きな柱であり、</u>地方が積極的に観光施策を実施するための必要かつ十分な新たな税財源を確保すること。</p> <p>また、歴史・文化的な魅力の高い文化財、国立・国定公園や農山漁村等の景観、<u>温泉資源</u>など、地方が持つ多様な観光資源を生かした広域観光周遊ルートの形成、<u>各種</u>ツーリズムなど新たな観光開発</p>	<p>その際、地域資源は豊富である一方、人材・資本面に乏しい農山漁村地域<u>におけるDMOの形成・確立の</u>支援に当たっては、地方創生の観点から十分に配慮すること。</p> <p>また、<u>各地域が</u>魅力ある観光コンテンツ<u>やおもてなしを用意できるように、滞在型観光及び着地型</u>観光の推進はもとより、農林水産業や食料品製造業など幅広い産業との連携による地域の特色ある「食」の提供や日本文化の体験などの多彩な観光商品づくりを積極的に支援するとともに、<u>こうした</u>地方の取組を海外に向けて情報発信すること。</p> <p>特に、東日本大震災から復興途上の東北地方や、熊本地震の影響を受け<u>観光客が大幅に減少している</u>九州地方へ訪日外国人を増加させる政府主導のプロモーションなど、海外に対する情報発信を強化すること。</p> <p><b>(3) 観光の基幹産業化に向けた地方の取組への支援</b></p> <p>観光産業の国際競争力を一層高める<u>ため、外国人観光客のニーズの高い日本家屋などの空き家活用による多様な宿泊サービスの提供等のための観光関係規制・制度を地域の宿泊需給の状況や利用者及び地域住民の安心・安全の確保、その他地域の実情に十分配慮した上で見直し、宿泊需要の地方分散を進める</u>とともに、観光産業人材の育成、MICE誘致の促進等を強力に推進すること。</p> <p>特に、<u>観光を地方創生につなげていくために、</u>地方が積極的に観光施策を実施するための必要かつ十分な新たな税財源を確保すること。</p> <p>また、歴史・文化的な魅力の高い文化財、国立・国定公園や農山</p>	<p>(変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部文言修正</li> <li>現況の反映</li> </ul> <p>(変更)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民泊新法が成立</li> </ul> <p>(変更・追加)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一部変更・追加</li> <li>簡略化</li> </ul>

スポーツ・文化・観光施策についての提言（新旧対照表）（参考資料）

平成30年度提言（案）〔各県意見を踏まえた案〕	平成29年提言	備考欄
<p>等を積極的に支援するとともに、<u>「観光地再生・活性化ファンド」を継続的に展開できる体制を整備すること。</u></p> <p><u>加えて、昨年12月に成立した特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）が定める実施法の制定に当たっては、犯罪防止や青少年の健全育成、依存症対策等について十分議論した上で、各地域における理解を前提として、地域経済の活性化に配慮した内容とすること。</u></p>	<p>漁村等の景観など、地方が持つ多様な観光資源を生かした広域観光周遊ルートの形成、<u>グリーンツーリズムやスポーツツーリズム</u>など新たな観光開発等を積極的に支援するとともに、<u>温泉街や観光地などエリアを一体的に再生する「観光地再生・活性化ファンド（仮称）」を全国的に展開できる体制の整備を検討すること。</u></p>	<p>(追加)</p> <p>・IR推進法、実施法の動きを反映</p>